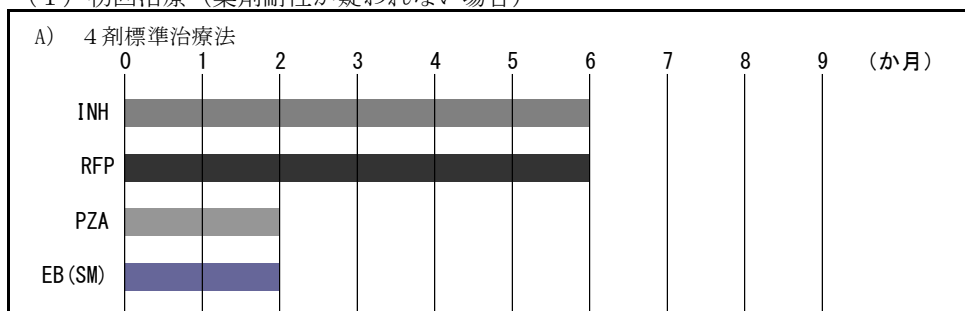


- ・ 法第37条の2に基づく公費負担の承認開始日は、保健所が申請を受理した日(郵送の場合は消印日)となりますので、ご注意ください。
- ・ また、胸部レントゲン写真以外に、結核の診断に用いられたCTなどの画像検査結果がありましたら、併せてご提出をお願いいたします。

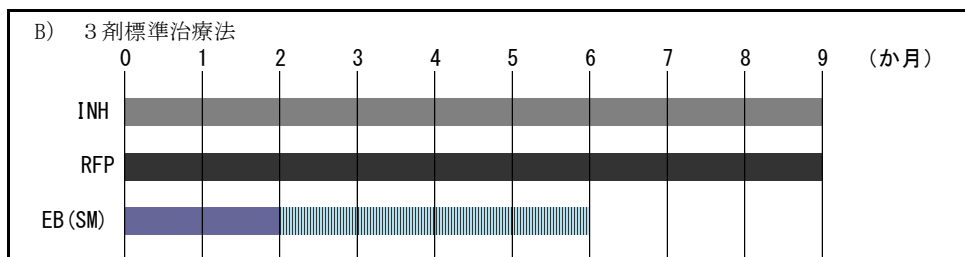
結核医療の基準 ※ 国の通知(健感発1018第1号(R3年10月18日改正))も併せてご確認ください。

1 肺結核の化学療法

(1) 初回治療(薬剤耐性が疑われない場合)



A) PZA使用不可の場合を除き、原則として、4剤治療の化学療法を行う。
INH、RFP、PZA、EB(又はSM) 4剤併用療法を2か月行い、その後INH及びRFPを4剤併用療法開始時から6か月(180日)を経過するまで行う。
ただし、4剤併用療法を2か月間行った後、薬剤感受性検査の結果が不明であって症状の改善が確認できない場合には、薬剤感受性検査の結果が判明するまでの間又は症状の改善が確認されるまでの間、INH及びRFPに加え、SM又はEBを使用する。



B) PZA使用不可の場合は、3剤治療の化学療法を行う。
INH、RFP、EB(又はSM) 3剤併用療法を2か月ないし6か月行い、その後INH、RFPを3剤併用療法開始時から9か月(270日)を経過するまで行う。

<治療期間に係る留意事項>

次の場合は、患者の病状及び経過を考慮して3か月間延長できる。

- ア 治療開始時に症状が著しく重い場合
- イ 治療開始時から2か月を経ても結核菌培養検査の成績が陰転しない場合
- ウ 糖尿病、じん肺、HIV感染等の結核の経過に影響を及ぼす疾患を合併する場合
- エ 副腎皮質ホルモン剤若しくは免疫抑制剤を長期にわたり使用している場合
- オ 再治療の場合

(2) INH、RFPが使用不可の場合(INH及びRFPに対して耐性を有する場合を除く。)

	INHが使用可能で RFPが使用不可の場合	RFPが使用可能で INHが使用不可の場合	INHとRFPの両方が 使用不可の場合
PZAが使用 可能な場合	培養陰性後 18か月	①培養陰性後6か月 ②治療開始から9か月 ※①②の長い方	感受性のある薬剤が3剤以上 使用可能な場合は、 培養陰性後18か月
PZAが使用 不可の場合		①培養陰性後9か月 ②治療開始から12か月 ※①②の長い方	

※使用する薬剤等の詳細については、国の通知をご確認ください。

(3) INH及びRFPに対して耐性を有する場合

感受性を有すると規定される抗結核薬を5剤選んで併用療法を行う。
この場合の治療期間は、培養陰性後18か月間とする。

2 肺外結核の化学療法

肺結核の治療に準じて化学療法を行うが、結核性膿胸、粟粒結核若しくは骨関節結核等の場合又は結核性髄膜炎等中枢神経症状がある場合には、治療期間の延長を個別に検討する。

3 潜在性結核感染症(LTBI)の化学療法

原則として次の(1)又は(2)に掲げるとおりとする。

ただし、INHが使用できない場合又はINHの副作用が予想される場合は、RFP単独療法を4か月間行う。

(1) INHの単独療法を6か月間行い、必要に応じてさらに3か月間行う。

(2) INH及びRFPの2剤併用療法を3か月又は4か月間行う。